

国民年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。令和3年1月～令和3年9月に保険料を納付した方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。令和3年10月～12月に初めて保険料を納付した方には、令和4年2月上旬に送付される予定です。

▼問合せ ねんきん加入者ダイヤル (☎ 0570 - 003 - 004)

国民年金

11月30日の日は年金の日

「ねんきんネット」を利用すると、ご自身の年金記録を確認でき、将来の年金受給額を試算できますので、ぜひご利用ください。

日本年金機構
ホームページ→



▼問合せ 札幌北年金事務所
(☎ 011 - 717 - 4112)

税金

eLTAX をご利用ください

エルタックス
eLTAX はインターネットを利用して北海道の法人道民税・事業税・特別法人事業税、市町村の法人市町村民税などの申告や届出、納税が行えるシステムです。

詳細はこちら→
(eLTAX ホームページ)



▼問合せ 北海道札幌道税事務所
(☎ 011 - 204 - 5083)

国民健康保険 国保を支える国民健康保険税

国保は、被保険者が高額な医療費を負担しないで済むよう加入者全員で助け合う制度です。加入している人は、国民健康保険税を納めなければなりません。

納税相談も無いまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」や、受診時に保険給付が無く、医療費の全額をいったん負担しなければならない「資格証明書」が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

▼問合せ
住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

広告

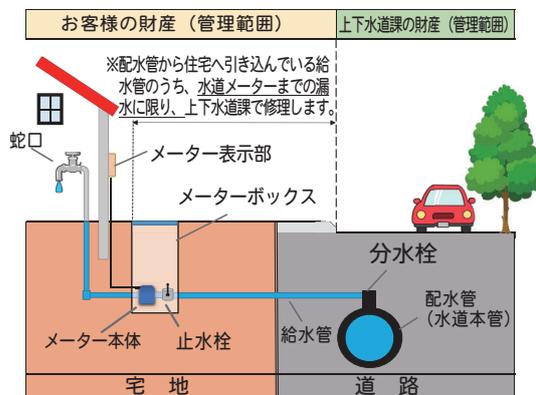
水道

水道に関するお知らせ ～給水装置はお客様の財産です～

配水管（水道本管）から分かれて、各家庭までの給水管や水道メーター、蛇口などを給水装置といいます。給水装置はお客様の財産ですので、お客様で維持管理となりますが、配水管から水道メーターまでの間の漏水に限り、上下水道課の負担で修理を行います。水道メーターの先から住宅の蛇口までの間の漏水の場合や、メーターボックスの破損等の修理はお客様の負担となりますのでご注意ください。

また、**給水装置の修理については、当別町の指定給水装置工事事業者でなければなりません。**指定事業者は上下水道課にお問合せいただくか、町ホームページで確認できます。

給水装置の管理についてはこちら→



介護

介護マークを活用してみませんか？



外出先で認知症や障がいのある方を介護していても、周りからは分かりにくく、誤解や偏見を持たれてしまうことがあります。こうした状況を周囲に理解してもらうため、町内に居住し、介護をしている方に介護マーク入りの腕章を無料で配布しています。

介護マークはこんな時に便利！

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき。
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき。
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき など

▼問合せ 介護課高齢者支援係
(ゆとろ内・☎ 27 - 5131)

▼問合せ 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

広告

広告

広告

ごみ

不法投棄 ダメ、絶対！

不法投棄やごみの焼却は法律で禁止されており、個人は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（または併科）、法人は3億円以下の罰金が科せられます。

町でもパトロールを行っていますが、未然に防ぐためには皆さんの協力が必要です。不法投棄などを発見した場合は、役場環境生活課または警察にご連絡ください。

また、私有地への不法投棄は、土地や建物の所有者・管理者が処理しなければいけません。不法投棄をさせないためにも、人が立ち入れないように囲いを設けるなど、日ごろから土地の管理には十分注意してください。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

医療

無料・低額診療について

生活の困窮を理由に医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額や免除を実施しています。また、当面の生活や生活の立て直しについての相談にも応じます。

▼実施医療機関 北海道勤医協の病院および診療所

▼対象 医療費の支払いをすると生活に困難が生じる方、保険証をお持ちでない方、就学援助（小中学生）・奨学給付世帯（高校生）等
※世帯の収入により全額免除、一部免除となる場合があります。

▼利用方法 診療所の職員にご相談ください。面談して必要となった場合、適用となります。

▼申込み・問合せ

勤医協当別診療所（末広118番地52、☎ 23 - 3010）

不動産

忘れていませんか？ 相続登記

土地や建物の相続登記をしないで放置していると、相続人間でのトラブルや所有者不明の土地問題、空家問題など様々な社会問題発生の原因となります。相続登記がお済みでない方は、不動産の所在地を管轄する法務局で手続き願います。

▼問合せ

・相続登記全般の相談について
札幌司法書士会 相続登記相談センター（☎ 011 - 211 - 6665、平日12時～13時）※相談無料

・登記に必要な書類等について
札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132、平日8時30分～17時15分）

広 告

広 告

広 告